

第 8 次熊本県保健医療計画 （有明圏域編）の作成について

令和 5 年（2023 年）11 月 熊本県有明保健所

第8次熊本県保健医療計画（有明圏域編）のイメージ

第7次有明地域保健医療計画

1. 計画の位置づけ等

○地域における保健医療施策の基本的な計画として、県計画と一体的に推進するもの

○地域計画は、県計画の保健医療施策について、地域で課題の掘り下げや、地域の特性に応じた体制整備等が、必要となるものを中心に、県計画の内容と整合を図りながら、様々な取組等の具体化・重点化するもの

2. 計画に記載する内容

（1）基本的な構成

※編・章・項など体系の整理は、地域の判断で実施

①はじめに（計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画期間等）

②地域の概要

③具体的施策（地域の課題、具体的取組、連携体制、役割、評価指標等）

④計画の実現に向けて

（2）記載する項目

①必須項目：（健康づくり、医療機能の分化連携、糖尿病、認知症、難病、在宅医療、救急医療、災害医療、結核）

②任意項目：地域で判断して決める。

第8次熊本県保健医療計画（有明圏域編）

1. 計画の位置づけ等

○圏域における医療連携体制の現状と課題を整理し、重点的に取り組む必要がある事項について、取組みの方向性を記載する。

○個別の「地域計画」ではなく、「圏域編」としてまとめ、県計画への章立てとする。

2. 計画に記載する内容

①圏域の概要：地理的状況、交通機関の状況、生活圏

②圏域の現状：人口、人口動態、入院患者の受療動向、医療施設の状況、病床数、圏域内の医療機能

③圏域の課題：**第7次地域計画の評価及び県の第8次計画素案を踏まえ、医療連携及び健康づくりについて重点的に取り組むべき課題を記載（7～10項目）**

④取組みの方向性：課題に対する取組みの方向性を記載



第8次熊本県保健医療計画（有明圏域編） 選定項目について

有明圏域における項目選定のポイント

- * 必須となっている項目
- * 第7次有明地域保健医療計画の総合評価を踏まえ
有明圏域独自の課題や取組の必要がある項目

第8次熊本県保健医療計画（有明圏域編）の選定項目について

1. より良い生活習慣の形成・生活習慣の改善
2. 医療機能の適切な分化と連携
3. 外来医療に係る医療提供体制の確保【必須】
4. 歯科保健医療

※圏域編に記載しない項目についても、県計画に基づき一体的に推進する。